

第1回 平成 25 年度救急業務のあり方に関する検討会 次 第

日 時:平成 25 年 8 月 30 日 (金) 14 時 00 分～16 時 00 分

場 所:三番町共用会議所

1 開 会

2 挨拶 消防庁次長

3 委員紹介

4 座長選出

5 議 題

- (1) 本年度の検討の進め方について
- (2) 救急業務の高度化について
- (3) 救急と医療の連携について
- (4) 応急手当の普及促進について
- (5) 救急業務に携わる職員の教育のあり方について
- (6) 救急業務実施基準別表見直しについて
- (7) その他

6 閉 会

【配布資料】

資料 1

次第・開催要綱・構成員名簿

資料 2

救急業務のあり方に関する検討会 資料

資料 3-1

救急業務実施基準別表見直し (案)

資料 3-2

救急業務実施基準別表 (現行)

参考資料1

飯塚地区における救急業務における ICT の導入について

(飯塚地区消防本部提供)

参考資料2

「応急手当の普及啓発活動の推進について」(文部科学省通知等)

参考資料3

「救急医療体制等のあり方に関する検討会」

中間とりまとめ (案) の概要 (厚生労働省提供)

平成 25 年度救急業務のあり方に関する検討会開催要綱

(開催)

第 1 条 消防庁救急企画室（以下「救急企画室」という。）は、「救急業務のあり方に関する検討会」（以下「検討会」という。）を開催する。

(目的)

第 2 条 今後も見込まれる救急需要の増大に対し、救急業務のあり方全般について、必要な研究・検討を行い、救命効果の向上を図ることを目的とする。

(検討会)

第 3 条 検討会は、次項に掲げる構成員をもって構成する。

- 2 構成員は、関係各行政機関の職員及び救急業務に関し学識のある者のうちから、消防庁長官が委嘱する。
- 3 検討会には、座長を置く。座長は、構成員の互選によって選出する。
- 4 座長は検討会を代表し、会務を総括する。
- 5 座長に事故ある時は、座長が指定した構成員がその職務を代行する。
- 6 検討会には、構成員の代理者の出席を認める。

(作業部会)

第 4 条 座長は、必要に応じ検討会に作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会の構成員は、関係各行政機関の職員及び救急業務に関し学識のある者のうちから、座長が指名する。

(構成員の任期)

第 5 条 構成員の任期は、平成 26 年 3 月 31 日までとするが延長を妨げないものとする。

(運営)

第 6 条 検討会及び作業部会の運営は、救急企画室が行う。

(委任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営その他作業部会に関し必要事項は、座長が定める。

附 則

この要綱は、平成 25 年 7 月 30 日から施行する。

平成 25 年度救急業務のあり方に関する検討会 構成員

(五十音順)

- 阿 真 京 子 (『知ろう！小児医療 守ろう！子ども達』の会代表)
- 有 賀 徹 (昭和大学病院 病院長)
- 有 賀 雄一郎 (東京消防庁次長兼救急部長事務取扱)
- 石 井 正 三 (日本医師会常任理事)
- 大 島 光 由 (札幌市消防局警防部長)
- 酒 井 昭 孝 (山形県環境エネルギー一部危機管理・くらし安心局
危機管理課消防救急主幹)
- 坂 本 哲 也 (帝京大学医学部教授)
- 佐 藤 雄一郎 (東京学芸大学社会科学講座准教授)
- 島 崎 修 次 (国土舘大学大学院救急システム研究科長)
- 鈴 川 正 之 (自治医科大学救急医学講座教授)
- 高 城 亮 (奈良県医療政策部長)
- 二 宗 伸 介 (大阪市消防局救急部長)
- 山 口 芳 裕 (杏林大学医学部救急医学教授)
- 山 本 保 博 (東京臨海病院 病院長)
- 横 田 順一朗 (市立堺病院 副院長)
- 横 田 裕 行 (日本医科大学大学院医学研究科救急医学分野教授)
- オブザーバー
- 梶 尾 雅 宏 (厚生労働省医政局指導課長)
- 参考人
- 松 岡 修 司 (飯塚地区消防本部警防課救急係長)

第1回 平成25年度 救急業務のあり方に関する検討会

資料

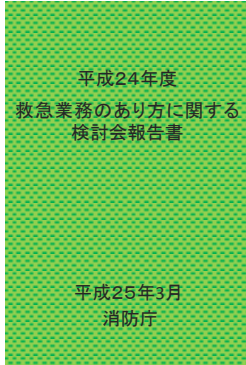
平成25年8月30日

消防庁

【参考】平成24年度あり方検討会の検討内容とアウトプット

- 救急業務のあり方に関する検討会**
- ・救急業務の高度化
(ICTの活用実態)
 - ・救急と医療の連携
(実施基準のフォローアップ・取組実態)
 - ・応急手当の普及推進
 - ・救急出動件数等の将来予測

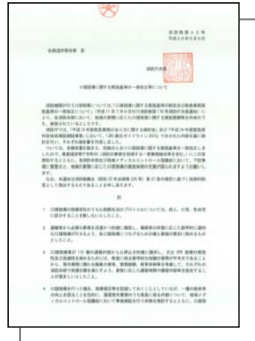
→ **・報告書の策定**



- 教育に関する作業部会**
- ・救急救命士教育
 - ・救急隊員教育
 - ・通信指令員教育

→ **検討班設置(3班)**

→ **・通知発出
(救急隊員教育)
(口頭指導要領等)**



- 救急業務実施基準別表の検討(資器材)**

→ **検討班設置**

→ **※継続検討**

平成25年度 救急業務のあり方に関する検討会 検討事項（案）

★救急業務の高度化★

- ICT等の活用
 - ・情報通信端末等活用の実態調査
 - ・ビデオ喉頭鏡のフォローアップ調査

★消防と医療の連携★

- 「傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準」（以下「実施基準」という。）の具体的な運用や改善状況等のフォローアップ調査
 - ・実施基準のフォローアップ調査

★応急手当の普及促進★

- 応急手当の普及促進
 - ・新しい救命講習の実態調査

救急業務に携わる職員の教育体制強化に関する作業部会

★救急救命士の教育強化体制★

- ・指導的立場の救急救命士について

★救急隊員等の教育強化体制★

- ・教育体制の充実強化について

★通信指令員の教育強化体制★

- ・通信指令員に必要な救急に係る教育について

救急業務実施基準検討WG

◎別表の見直し検討
（車載資器材）

報告書の策定

救急業務実施基準の改正

通知発出・教材の策定

1. 救急業務の高度化



救急業務の高度化（①ICTの活用）

これまでの経緯

「傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準」の効率的な運用等のため、一部地域においてICTの活用が図られており、その全国展開に向けて、システムの構築・運用における課題や効果等を明らかにする必要がある。

平成24年度救急業務のあり方に関する検討会報告書P34～

検討課題

ICTの活用にあたっての課題として、①システム上の入力内容や操作方法の簡素化、②レポーティングシステムなど救急活動の効率化への対応、③個人情報の適切な取り扱い、④構築・運用に係る財政負担等が挙げられる。

平成24年度救急業務のあり方に関する検討会報告書P37～

調査研究の方法と内容

上記に挙げる課題解決に向けて、各都道府県における医療情報システムの活用実態の詳細や具体的な奏功事例、現場が有用と考える機能(ニーズ)等も踏まえ、システムの標準的な仕様等を示すことにより、システム構築に向けた検討の一助とする。

さらに、医療機関側からの応需情報の入力等に関して、負担軽減・効率化の観点から検討を行い、医療機関の入力率・入力頻度の向上に向けた工夫策等について研究する。



具体的な奏功事例のポイントや‘標準的仕様’を示し、構築・運用における工夫策等を分析し報告書にまとめることで、「消防と医療の連携」深化の一方策である“ICT(医療情報システム)の活用”に向けた取組の一助とする。

救急業務の高度化（①ICTの活用）

昨年度の検討結果を踏まえた標準的仕様（案）

※ 第1回検討会での検討結果も踏まえ、
全国の自治体に示すことを考えているもの。

（1）基本的な機能（先進事例において多く活用されている機能）

ア）医療機関情報共有機能

医療機関が応需システム（救急医療情報システム）に入力した受入可否情報を基に、実施基準に即した医療機関選定を支援

イ）搬送実績情報共有機能

救急隊がリアルタイムで入力した搬送実績に係る情報（＝搬送時刻、受入の可否等）を、救急隊の間で共有し、医療機関選定に活用

（2）追加的な機能（地域のニーズに応じて活用されている機能）

ウ）傷病者情報共有機能

救急隊がリアルタイムで入力した傷病者情報や画像情報を、救急隊と医療機関の間で共有し、病院側の受入体制の整備等に活用

エ）緊急度判定支援機能

救急隊が傷病者の観察により得られたバイタルサイン等を入力することにより、緊急度の判定を支援

オ）情報出力機能

救急活動中に入力した情報を、「救急活動記録票」等にデータ出力すること（レポートングシステム）により、帰署後の救急隊員の事務負担を軽減し、救急出動体制の確保を支援

救急業務の高度化（②ビデオ喉頭鏡）

これまでの経緯

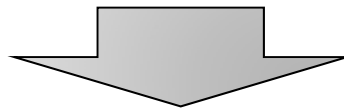
平成23年8月、厚生労働省医政局指導課及び消防庁救急企画室の連名で「気管内チューブによる気道確保の実施のための病院実習及びMC体制の充実強化に関する通知」を発出し、これを受け、必要性を認めた消防本部から順次「ビデオ喉頭鏡（間接声門視認型硬性喉頭鏡）」の運用を開始している。 参考資料：関連通知

検討課題

通知の発出から2年が経過し、導入及び運用の状況をフォローアップする必要があるとともに、今後の地域における取組の参考とするため、実習体制や運用上の課題等を明らかにする必要がある。

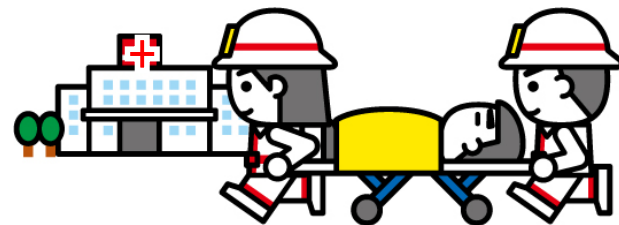
調査研究の方法と内容

全国の消防本部等に対して導入及び運用に関する実態調査を行い、各地域の取組状況、工夫策等を把握し報告する。



導入や運用において考慮すべきポイント等を分析し、報告書にまとめることで、各地域の積極的な検討・取組の一助とする。

2. 消防と医療の連携



消防と医療の連携（平成21年 消防法改正）

背景・経緯

平成19年8月29日、奈良県において、腹痛を訴えた妊婦が9医療機関に受入れを断られ、死産した事案が発生。



これを受けて、消防庁では、平成16年～18年中の産科・周産期傷病者の救急搬送における医療機関の受入状況について緊急調査を実施。（平成19年9月12日依頼）

平成19年中の調査より、産科・周産期傷病者以外の救急搬送においても医療機関の受入照会回数が多数に及ぶ事案が各地にみられる等の指摘を受け、調査対象を、「重症以上の傷病者」、「小児傷病者」、「救命救急センターに搬送した傷病者」にも拡大。



平成19年12月救急業務高度化推進検討会に「消防機関と医療機関の連携に関する作業部会」を設置。

【検討課題】

- 救急搬送における、搬送先医療機関選定困難事案の増加
- 病院収容時間の延伸

→地域における現状の医療資源を前提に、消防機関と医療機関の連携を推進するための仕組み及び救急搬送・受入の円滑な実施を図るためのルールが必要。



消防法改正（平成21年5月1日公布、同年10月30日施行）

- 搬送・受入れに関する実施基準の策定
- 搬送・受入れに関する協議会の設置
- 平成23年末時点で、全都道府県において実施基準を策定済み

消防と医療の連携（実施基準のフォローアップ）

これまでの経緯

平成21年の消防法改正を受け、平成23年末までに全都道府県で「実施基準」を策定。今後も、救急搬送と受入れが円滑に機能するため、PDCAサイクルの構築と、継続的なフォローアップが重要。昨年度のあり方検討会では、各都道府県の先進的な取組事例などを報告書にまとめるとともに、実態調査（アンケート等）を通じた一連のフォローアップを行った 平成24年度救急業務のあり方に関する検討会報告書 P41～

検討課題

引き続き、都道府県に対して継続的なフォローアップを行い、実態調査を通じた課題整理や取組事例の把握等を行うことが重要である。また、各地域の実情に合致した取組へと繋げていくため、よりきめの細かいフォローアップが求められる。

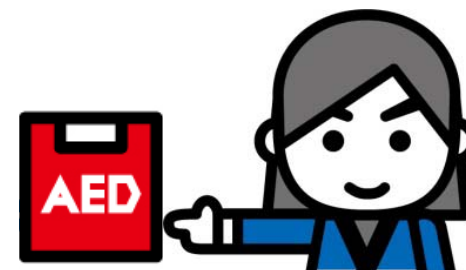
調査研究の方法と内容

全国の都道府県に対して実施基準の運用に関する実態調査を行い、状況把握を行うとともに、各地域における実施基準の円滑な運用及び改善に資するため、特に先進的な取組事例等を抽出・調査し報告するなど、効果的なフォローアップに繋げていく。また、消防と医療の連携の観点から、実施基準の運用・検証におけるMC協議会の役割等について研究を行う。



実施基準の運用に関する実態を明らかにするとともに、地域における課題等を共有し、対応策を検討して報告書にまとめることで、各地域の効果的かつ円滑な運用の一助とする。

3. 応急手当の普及促進



応急手当の普及促進

背景・経緯

一般市民への応急手当の普及啓発を図るため、消防庁では従来の応急手当講習よりも時間を短縮した「救命入門コース」の新設や、「e-ラーニング講習」を推奨しており、昨年度のあり方検討会では、普及促進研究事業として取組を行った7地域の取組内容や課題等を報告書において明らかにした。

平成24年度救急業務のあり方に関する検討会報告書P59～

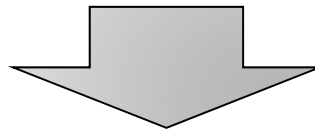
検討課題

報告書では、短時間講習をいかに普通救命講習にステップアップさせるのか、また、受講率の向上に向けた取組として、効果的かつ効率的な普及促進策について引き続き検討が必要であるとしている。

平成24年度救急業務のあり方に関する検討会報告書P77

調査研究の方法と内容

引き続き、効果的かつ効率的な応急手当の普及策について検討し、特に今年度は学校教育における子ども達への効果的な応急手当の普及策(学校と消防の連携方策等)について研究を行う。



効果的な応急手当講習の取組方策について報告書にまとめ、各本部での取組の一助とする。特に学校(教育委員会)との連携方策などについて、先進的な取組事例等を抽出する。

4. 救急業務に携わる 職員の教育のあり方



【参考】平成24年度作業部会の検討内容とアウトプット(再掲)

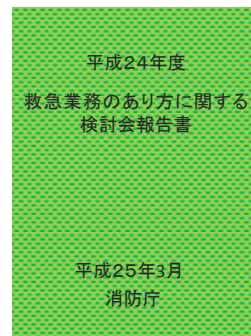
救急業務のあり方に関する検討会

教育に関する作業部会

- ・救急救命士の教育のあり方
- ・救急隊員の教育のあり方
- ・通信指令員の救急に係る教育のあり方

・報告書の策定
(あり方検討会)

・通知発出
(救急隊員教育)
(口頭指導要領等)



検討班設置(3班)

救急救命士班

- ・指導救命士のあり方
(要件・養成方法等)
- ・救急ワークステーション 等

救急隊員班

- ・生涯教育のあり方
- ・必要な教育(内容・
時間) 等

通信指令員班

- ・指令員教育のあり方
- ・必要な教育内容
- ・口頭指導要領 等

①救急救命士の資格を有する職員の教育のあり方

背景・経緯

救急救命士の再教育を行う消防本部や、その指導等を担う医療機関側の財政的、人的負担の増大等により「救命士が救命士を指導する」体制の構築が求められてきた。昨年度実施した消防本部アンケートでは、既に116本部において指導的立場の救急救命士(以下、「指導救命士」という。)の運用が行われていることが判明した。

平成24年度救急業務のあり方に関する検討会報告書P117～

検討課題

昨年度のあり方検討会では、この指導救命士の資格要件(案)や養成方法、必要な教育内容等について議論を行ったが、引き続きこれら要件や養成カリキュラムの提示など、全国展開に向けた議論を進めていく必要がある。また、指導救命士が他の救命士の指導・教育を行う救命士再教育の内容についても、合わせて検討していく必要がある。

平成24年度救急業務のあり方に関する検討会報告書P126

調査研究の方法と内容

昨年度に引き続き、資格要件の確定、養成カリキュラムの策定、養成方法(集合研修過程の創設)、指導救命士へのインセンティブ付与(呼称・認定制度・活躍の場の創設)、全国展開に向けた導入のメリットなどを検討する。(※作業部会で詳細を検討する)



作業部会にて検討された内容については、あり方検討会(親会)に諮り、検討会報告書で検討結果等を示すことにより、各消防本部の取組に向けた一助とする。

②救急隊員の教育のあり方

背景・経緯

過去の検討課題として、救急隊員の教育については国からの具体的な指針が示されておらず、教育内容も含めて検討が必要とされていたが、昨年度のあり方検討会では、救急隊員の生涯教育について検討し、必要な教育内容や単位数等について示し、これらについて通知を発出した。また、救急隊員の習熟度に応じた教育体制の必要性についても検討が進められた。

平成24年度救急業務のあり方に関する検討会報告書P133～

検討課題

昨年度、年間80単位となる必要な教育項目や、具体的なチェックリスト、研修管理表について定めたが、今後、新任隊員や小隊長など、レベルに応じた教育について、具体的な教育カリキュラム等について検討し、示していく必要がある。また、e-ラーニングについては、全国統一的なコンテンツの公開など、国として検討を進める必要がある。

平成24年度救急業務のあり方に関する検討会報告書 P171～

調査研究の方法と内容

昨年度示した80単位の教育項目をベースとして、習熟度に応じた教育体制の構築を図るため、レベル別に必要となる教育項目等について検討を行う。(※作業部会で詳細を検討する)
また、e-ラーニングについて、国として情報提供可能なコンテンツについて検討を行う。



作業部会にて検討された内容については、あり方検討会(親会)に諮り、検討会報告書で検討結果等を示すことにより、各消防本部の取組に向けた一助とする。

③通信指令員の救急に係る教育のあり方

背景・経緯

増大する救急需要に対応し、救急要請に係る通報や口頭指導など、通信指令員における救急に関連した役割は今後とも増加することが予測される。このため、通信指令員については口頭指導の重要性とともに、口頭指導等を行うのに必要な救急知識の習熟に努める必要がある。

平成24年度救急業務のあり方に関する検討会報告書P157～

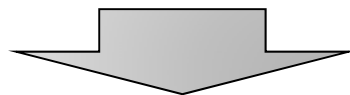
検討課題

昨年度検討会では、新口頭指導プロトコルを策定し通知するとともに、通信指令員に必要となる教育項目について検討し、報告書においてこれを示した。今後は、教育を実施する上で必要となる具体的な教育内容や教材等について、さらなる検討が必要である。

平成24年度救急業務のあり方に関する検討会報告書P170

調査研究の方法と内容

昨年度示した教育項目について、実際に教育を行う上で必要となる具体的な教育内容等について検討し、これらを教材としてまとめることを目指し、詳細な検討を行う。また、全国展開に向けたインセンティブ（呼称等）の付与等について検討する。（※作業部会で詳細を検討する）



作業部会にて検討された内容については、あり方検討会（親会）に諮り、検討会報告書で検討結果等を示すことにより、各消防本部の取組に向けた一助とする。

5. 救急業務実施基準 【別表※】の見直し検討

※救急自動車に備える資器材



【参 考】救急業務実施基準(抄) 救急自動車に備える資器材

【救急業務実施基準】(昭和39年自消甲教発第6号)(抄)

(救急自動車に備える資器材)

第十三条 救急自動車には、次の各号に掲げる資器材を備えるものとする。

- 一 応急処置等に必要な資器材で別表第一に掲げるもの
- 二 通信、救出等に必要な資器材で別表第二に掲げるもの

2 消防長は、救急自動車には、前項に定めるもののほか、別表第三に掲げる資器材を備えるよう努めるものとする。



- 救急自動車に備える救急資器材については、「救急業務実施基準」の別表第一～第三に規定



※これに基づき各消防本部では、救急業務規程等で必要な資器材を定めている

「救急業務実施基準」(救急資器材に関する規定)の経緯

救急業務の法制化に伴う必要資器材について規定(S.39)

救急処置等に必要な資器材
通信、救出等に必要な資器材

「救急隊員の行う応急処置等の基準」制定に伴う必要資器材について規定(S.59)

【別表3】
観察用資器材
・血圧計・聴診器等
呼吸循環器管理用
・経鼻エアウェイ
・喉頭鏡等
通信用
・心電図伝送装置
・自動車電話 など
備えることに努めるもの

観察用資器材
・○○○○○
・○○○○○
呼吸循環器管理用
・○○○○○
・○○○○○
通信用
・○○○○○
●●●●●用
新たな分類の検討など

「救急隊員の行う応急処置等の基準」の一部改正(応急処置の範囲拡大)に伴う必要資器材について規定(H.3)

※さらなる処置拡大や、ICT等の導入などを視野に、積載が必要となる資器材の検討を行う(※作業部会のもと、ワーキンググループにて詳細を検討する)

検討班(WG)における検討事項(案)

- 救急隊の処置拡大等に係る新たな救急資器材の検討
- ICT(情報通信技術)の開発などによる新たな救急資器材の検討
- 上記検討に係る新たな分類の要否、既存分類の整理の検討
- その他必要となる検討(文言の整理等)

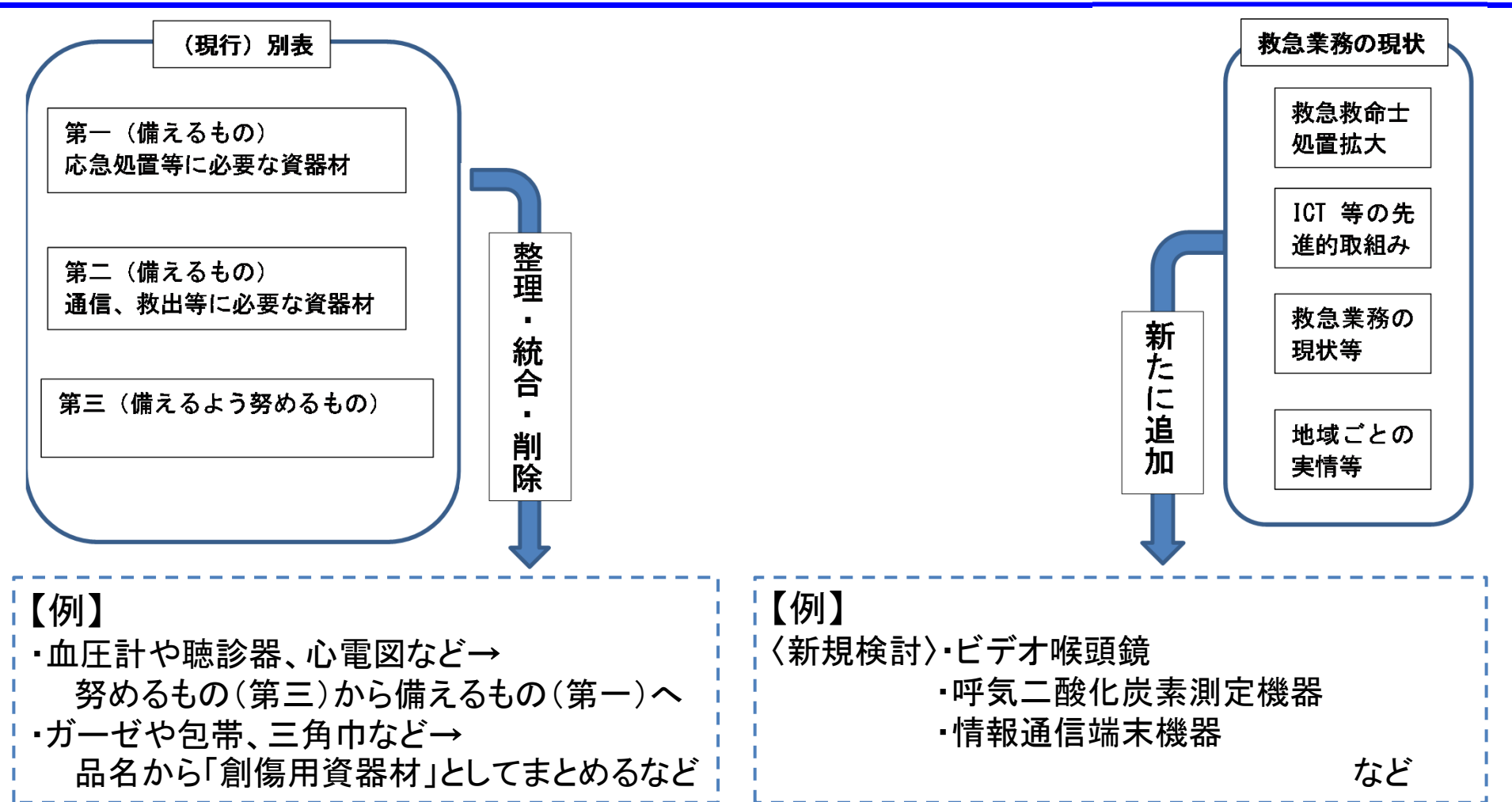
※必要に応じ、実際に配置されている資器材等の状況視察を検討する



検討後(アウトプット)

※「救急業務実施基準」(別表)の一部改正を予定

検討班(WG)における検討事項(案)



※ 別紙参照

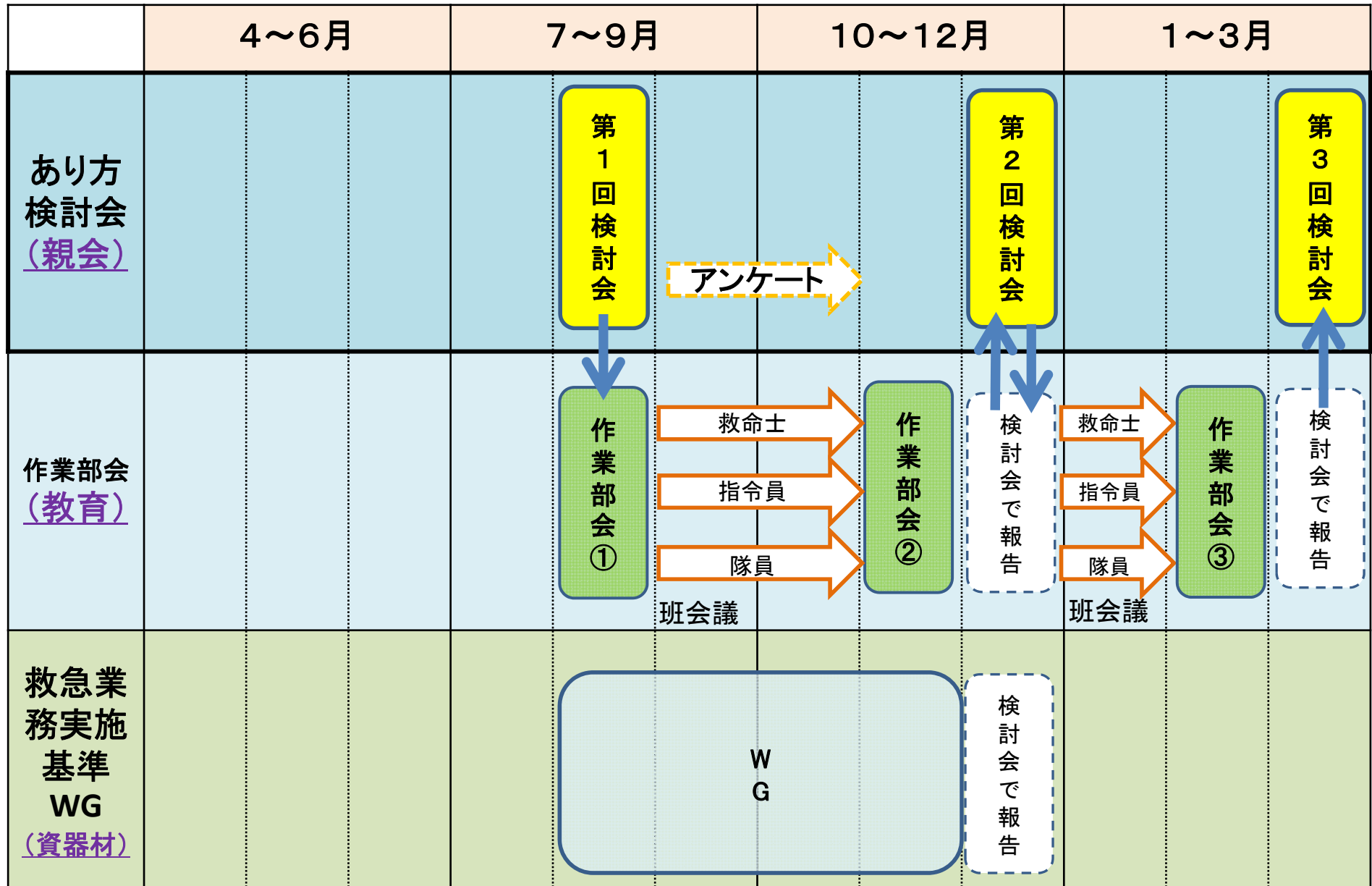
検討後(アウトプット)

※「救急業務実施基準」(別表)の一部改正を予定

6. スケジュール(案)



平成25年度検討会スケジュール(案)



救急業務実施基準別表見直し（案）

（旧）

別表第一（備えるもの（応急処置等に必要な資器材））
 別表第二（備えるもの（通信、救出等に必要な資器材））
 別表第三（備えるよう努めるもの）



（新）

別表第一（備えるもの）
 別表第二（備えるよう努めるもの）

○ 別表の統合・整理内容

・（旧）別表第一

・（新）別表第一

分類	品名	整理内容	分類	品名	整理内容
観察用資器材	体温計 検眼ライト		観察用資器材	体温計 検眼ライト <u>血圧計</u> <u>聴診器</u> <u>血中酸素飽和度測定器</u> <u>心電図モニター</u>	旧別表第三から統合 旧別表第三から統合 旧別表第三から統合 旧別表第三から統合
呼吸・循環管理用資器材	自動式人工呼吸器一式 手動式人工呼吸器一式 心肺蘇生用背板 酸素吸入器一式 吸引器一式	内容整理 新別表第二へ	呼吸・循環管理用資器材	手動式人工呼吸器一式 酸素吸入器一式 吸引器一式 <u>気道確保用資器材一式</u> <u>喉頭鏡</u> <u>マギール鉗子</u> <u>自動体外式除細動器一式</u>	<u>備考1参照</u> 旧別表第三から統合 旧別表第三から統合 旧別表第三から統合 <u>備考2参照</u>
創傷等保護用資器材	副子 三角巾 包帯 ガーゼ ばんそうこう 止血帯 タオル		創傷等保護用資器材	<u>創傷用資器材一式</u> <u>固定用資器材一式</u>	<u>備考3参照</u> <u>備考4参照</u>
保温・搬送用資器材	担架 まくら 敷物 保温用毛布 雨おおい	削除 分類変更	保温・搬送用資器材	担架 保温用毛布 雨おおい	
消毒用資器材	噴霧消毒器 その他の消毒器 各種消毒薬	統合 統合	感染防止・消毒用資器材	<u>感染防止資器材一式</u> <u>消毒用資器材一式</u>	<u>備考5参照</u> <u>備考6参照</u>
その他の資器材	氷のう・水まくら 臍帯クリップ はさみ（一組） ピンセット（一組） 手袋 マスク	品名見直し 整理 品名見直し 整理統合 整理分類変更	その他の資器材	<u>冷却用資器材</u> <u>分娩用資器材一式</u> <u>はさみ</u> <u>救急バック</u> <u>在宅療法継続用資器材一式</u> <u>トリアージタグ</u>	品名見直し <u>備考7参照</u> 品名見直し 旧別表第二から統合 <u>備考8参照</u> 新たに追加

	膿盆 汚物入 手洗器 洗眼器	整理統合削除 整理分類変更 削除 新別表第二へ			
			通信用資器材	車載無線機 携帯電話等	旧別表第二から統合 旧別表第三から統合
その他必要と認められる資器材			その他必要と認められる資器材		
備考 自動式人工呼吸器一式には、自動式人工呼吸器、開口器、舌紺子、舌圧子、エアウェイ、バイトブロック、酸素吸入用鼻孔カテテル及び酸素ポンペを含むものとし、手動式人工呼吸器一式及び酸素吸入器一式に含まれる資器材と重複するものは共用できるものとする。			備考 1 気道確保用資器材一式には、経鼻エアウェイ、経口エアウェイ、バイトブロック等を含むものとする。 2 自動体外式除細動器は、半自動体外式除細動器とし、心電図波形の確認及び解析時期の選択が可能なものとする。 3 創傷用資器材一式には、三角巾、包帯、ガーゼ、ばんそうこう、止血帯、タオル、アルミシート、固定用テープ、膿盆等の創傷被覆を行うにあたり必要な資器材を含むものとする。 4 固定用資器材一式には、副子、頸椎固定補助器具、脊椎損傷用担架、全身固定器具一式を含むものとする。 5 感染防止資器材一式には、ディスポーザブル手袋、ディスポーザブルマスク、N-95 マスク、感染防止衣、ゴーグル、腕カバー、靴カバー、敷物等を含むものとする。 6 消毒用資器材一式には、消毒薬及び各種消毒器等を含むものとする。 7 分娩用資器材一式は、臍帯クリップを含む分娩に必要な資器材をいう。 8 在宅療法継続用資器材には、医療機関に搬送するまでの間において、在宅療法を継続するために必要な資器材な資器材とし、地域の実情に応じて備えるものとする。		

・(旧)別表第二⇒(新)別表第一及び(新)別表第二に統合・整理の状況

分類	品名	備考
通信用資器材	車載無線機	新別表第一に標記
救出用資器材	救命浮輪 救命綱 万能斧	新別表第二に標記 新別表第二に標記 新別表第二に標記
その他の資器材	保安帽 救急かばん 警笛 懐中電灯	第8条の個人装備に含まれるもの 新別表第一に標記 削除 品名整理し新別表第二に標記
その他必要と認められる資器材		

・(旧) 別表第三

・(新) 別表第二

分類	品名	整理内容	分類	品名	整理内容
観察用資器材	血圧計 聴診器 血中酸素飽和度測定器 心電計	新別表第一へ 新別表第一へ 新別表第一へ 新別表第一へ	観察用資器材		
呼吸・循環管理用資器材	経鼻エアウェイ 喉頭鏡 マギール鉗子 ショックパンツ 自動式心マッサージ器 半自動式除細動器 輸液・薬剤セッター式 リンク [®] アルマスク・ツウエイチーフ [®] 等	新別表第一へ 新別表第一へ 新別表第一へ 新別表第二へ 新別表第二へ 新別表第一へ 統合し、新別表第二へ 統合し、新別表第二へ	呼吸・循環管理用資器材	救急救命処置用資器材一式 自動式人工呼吸器一式 ショックパンツ 自動式心マッサージ器 心肺蘇生用背板 呼気二酸化炭素測定器具 ビデオ喉頭鏡	旧別表第三から整理 統合 備考1参照 備考2参照 旧別表第三から統合 旧別表第三から統合 備考3参照 旧別表第一から 新たに追加 新たに追加
			感染防止用資器材	汚物入	旧別表第一から
通信用資器材	心電図伝送装置 自動車電話	新別表第二へ (心電図伝送機器) 新別表第一へ (携帯電話等)	通信用資器材	心電図伝送等送受信機器 情報端末等(通信機能あり)	品名整理備考4参照 新たに追加
その他の資器材	在宅療法継続用資器材	新別表第一へ	その他の資器材	洗眼器 リングカッター 懐中電灯等	旧別表第一から 新たに追加 旧別表第二から
			救出用資器材	救命浮輪 救命綱 万能斧	旧別表第二から 旧別表第二から 旧別表第二から
その他必要と認められる資器材			その他必要と認められる資器材		
備考	自動式心マッサージ器及び心電図伝送装置は、地域の実情に応じて備えるものとする。		備考	1 救急救命処置用資器材一式は、救急救命士法施行規則(平成三年八月十四日厚生省令第四十四号)第二十一条に定める救急救命処置に必要な資器材一式を含むもの。 2 自動式人工呼吸器一式には、自動式人工呼吸器及び酸素ポンプ等を含むものとし、地域の実情に応じて備えるものとする。 3 自動式心マッサージ器は、地域の実情に応じて備えるものとする。 4 心電図伝送等送受信機器は、地域の実情に応じて備えるものとする。	

【参 考】

【救急業務実施基準】（昭和 39 年自消甲教発第 6 号）（抄）

（救急自動車に備える資器材）

第十三条 救急自動車には、次の各号に掲げる資器材を備えるものとする。

一 応急処置等に必要な資器材で別表第一に掲げるもの

二 通信、救出等に必要な資器材で別表第二に掲げるもの

2 消防長は、救急自動車には、前項に定めるもののほか、別表第三に掲げる資器材を備えるよう努めるものとする。

（別表第一）

観察用資器材

体温計

検眼ライト

呼吸・循環管理用資器材

自動式人工呼吸器一式

手動式人工呼吸器一式

心肺蘇生用背板

酸素吸入器一式

吸引器一式

創傷等保護用資器材

副子

三角巾

包帯

ガーゼ

ばんそうこう

止血帯

タオル

保温・搬送用資器材

担架

まくら

敷物

保温用毛布

雨おおい

消毒用資器材

噴霧消毒器

その他の消毒器

各種消毒薬

その他の資器材

氷のう・水まくら

臍帯クリップ

はさみ（一組）

ピンセット（一組）

手袋

マスク

膿盆

汚物入

手洗器

洗眼器

その他必要と認められる資器材

備考

自動式人工呼吸器一式には、自動式人工呼吸器、開口器、舌紺子、舌圧子、エアークウェイ、バイトブロック、酸素吸入用鼻孔カテーテル及び酸素ポンベを含むものとし、手動式人工呼吸器一式及び酸素吸入器一式に含まれる資器材と重複するものは共用できるものとする。

(別表第二)

通信用資器材

車載無線機

救出用資器材

救命浮輪

救命綱

万能斧

その他の資器材

保安帽

救急かばん

警笛

懐中電灯

その他必要と認められる資器材

(別表第三)

観察用資器材

血圧計

聴診器

血中酸素飽和度測定器

心電計

呼吸・循環管理用資器材

経鼻エアージェット

喉頭鏡

マギール鉗子

ショックパンツ

自動式心マッサージ器

半自動式除細動器

輸液・薬剤セット一式

ラリングアルマスク・ツーウェイチューブ等

通信用資器材

心電図伝送装置

自動車電話

その他の資器材

在宅療法継続用資器材

その他必要と認められる資器材

備考

自動式心マッサージ器及び心電図伝送装置は、地域の実情に応じて備えるものとする。